

シンポジウム

外国籍だと調停委員(司法委員・参与員)になれないの？

- 多文化社会における調停委員の職務の実態と公権力の行使 -

2005年(平成17年)11月に開催された近畿弁護士会連合会大会で、当連合会が「外国籍者の調停委員任命を求める決議」を採択して以降、仙台、東京、第二東京、京都、大阪、兵庫県の各単位弁護士会では民事調停委員及び家事調停委員に外国籍の会員を推薦しましたが、いずれも日本国籍を有しないとの理由のみで、任命上申を拒否されています。

このように調停委員(司法委員、参与員)として資質を有する会員であれば、国籍を問わず推薦する動きが各単位弁護士会に広がっているにもかかわらず、最高裁判所は外国籍である弁護士の調停委員等の就任を認めない立場を改めようとはしません。

また、外国籍であることのみを理由として調停委員等への採用を認めない最高裁判所の運用は、弁護士会と裁判所との内部的な問題にとどまらず、今や国際的にも我が国の人権状況に対する懸念材料であります。

これらの現状をふまえ、外国籍者の調停委員等への採用を実現させるためには、私たちは、この問題に関する共通認識をより深める必要があります。

今般の勉強会では、そのための素材を提供する場にしたいと考えており、一人でも多くの方にご参加いただき理解を深めていただきたく、ご案内申し上げます。

講師には、青山学院大学法学部教授の**申 恵丰(シン ヘボン)氏**をお招きし、この問題に関する貴重なご意見、ご発言を賜り、質疑応答、意見交換を行います。

多数のご参加をお待ちしております。

◆開催日時 平成27年**2月25日**(水)午後6時30分～午後8時30分

◆場 所 大阪弁護士会館2階202会議室

◆内 容 基調報告、質疑応答、パネルディスカッションなど

◆講 師 **申 恵丰氏**(青山学院大学法学部教授)

◆参加費 **無料**



大阪弁護士会館 大阪市北区西天満 1-12-5

【交通手段】

- ・京阪中之島線「なにわ橋駅」下車 出口(1)から
徒歩約5分
- ・地下鉄・京阪本線「淀屋橋駅」下車 1号出口から
徒歩約10分
- ・地下鉄・京阪本線「北浜駅」下車 26号階段から

一時保育サービスについて（要予約・無料）

- 【対象】 首がすわっている乳児～未就学児
- 【時間】 シンポジウム当日 開始15分前から～終了15分後まで
- 【申込方法】 下記のお問合せ先までお電話でお申込みください。【申込期限】 平成27年2月13日（金）まで

.....**参加申込書**.....

FAX（06-6364-7477）でご回答ください。

平成27年2月25日（水）午後6時30分～

シンポジウム 外国籍だと調停委員（司法委員・参与員）になれないの？ に 参加 します。

貴 名 _____

ご所属 _____ (TEL: _____)

※いただいた個人情報は、本シンポジウム以外の目的で使用いたしません。

お問合せ先：近弁連 外国籍の調停委員採用を求めるPT担当事務局（林） TEL 06-6364-1227